

## 第 14 回大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理検討部会議事録

○日時 令和 6 年 8 月 6 日（火曜日） 13 時 30 分から 14 時 30 分まで

○場所 大阪府庁新別館北館 2 階危機管理センターB 及び Web 会議

○出席者（順不同）

岡山大学 名誉教授	鈴木部会長
関西大学 副学長	高橋部会員
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授	馬場部会員
大阪市消防局予防部規制課長	上井部会員
堺市消防局予防部危険物保安課長	木塚部会員
堺・泉北臨海特別防災地区協議会 事務局長	片岡部会員
大阪北港地区防災協議会 事務局長	辰馬部会員
大阪府危機管理室長	西部会員

○内容

（司会）

議事進行につきましては、設置要綱第 5 条により、部会長が議長を務めることとなっております。それでは、鈴木部会長、以降の進行をよろしくお願いいたします。

（鈴木部会長）

皆さま、お忙しい中、また非常に暑い中お時間を割いていただきましてどうもありがとうございます。では第 14 回大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理検討部会を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の議事は議事次第（1）から（4）まで用意されています。議事次第に従いまして進行してまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

まず（1）の第 3 期対策計画、令和 5 年度分の進捗状況案についてということで事務局の方から説明をお願いいたします。

（事務局）

事務局の川添でございます。それでは議事（1）第 3 期対策計画（令和 5 年度分）の進捗状況（案）について説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。

こちらの資料は毎年度、公表しているものでございます。令和 5 年度分につきましては令和 6 年 9 月の公表を予定しております。

1. 概要につきましては、毎年度公表しているものになりますので説明を割愛させていただきます。
2. 特定事業所の状況というところでございますが、令和 6 年 4 月 1 日現在の特定事業所の状況について記載しております。現在、大阪北港、堺泉北、関西空港を合わせまして 48 の特定事業所がございます。

続きまして 2 ページです。第 3 期対策計画の重点項目の設定というところで、防災本部では、特定事業

者に優先して取り組んでいただく事項として重点項目を設定しております。第3期につきましては毎年度の実績報告書をいただいております。毎年提出された分を防災本部で取りまとめて公表しております。令和5年度分の実績報告を取りまとめたものがこちらの資料でございます。

続きまして3ページです。重点項目についてそれぞれ1番から8番まで列記しております。

まず、①緊急遮断弁の設置、②重要施設等の浸水対策、③小規模タンクの漂流対策、④有害な化学物質の漏えい等に備えた初動体制の整備、⑤津波避難計画の見直しということで協力会社や一時的な作業員増を考慮して見直しをしてくださいますといった内容になっております。

⑥L2高潮に備えたソフト対策、⑦近隣事業所等への情報共有の強化、事故時の広報連絡手段を整備しましょうという内容でございます。⑧IoT・AIの利活用。⑦と⑧に関しましては、数値的な管理ではなく、情報共有を進めていくといった観点から、それを引き続きやっていきたいと思いますという内容で、この資料では①から⑥について取りまとめております。

それでは順番に4ページから、5年度分の進捗状況の説明をさせていただきます。

まず、①タンク配管への緊急遮断弁の設置というところでございますが、対策中という枠を設けております。これは一部設置や代替措置で対応している部分になりますけれども、これが今まで210基ございました。そのうち6基で全て設置済へと対策が進んでおります。その関係で対策中がマイナス6、全て設置済が6増えてまして113基となっております。

昨年度に引き続きまして、未対策のものは3基残っている状態でございます。こちらにつきましては特定事業者さんにヒアリングを行ったところ、今後タンクの開放点検に合わせて順次実施していくということで、令和9年度末までに緊急遮断弁を設置する予定であると伺っております。

続きまして重点項目2、重要施設等の浸水対策ですけれども、こちらも代替措置等でやっているものと、未対策、それから対策済といった分け方になっております。

これまで未対策であった4つの施設、非常用発電機やキュービクルについて移設が行われております。これらの対策が進みましたので、未対策がマイナス4、対策済が4増えてるといった状況でございます。

※をつけておりますけれども、ページの一番上に注釈を書いております。令和5年度中に第二種事業所のうち1事業所が廃止しているということと、事業所において対象施設を追加したいといった申し出がありましたので、総数が変化しています。その関係で代替措置のところも2つ増えているといった状況となっております。

現在、未対策が56基残っておりますことなのですが、こちらにつきましては令和6年3月に制定しましたガイドラインに基づきまして、中長期的に取り組むを進めていくということで予定されております。

重点項目3、小規模タンクの漂流対策といったところですが、未対策のうち11基が対策済となっております。

昨年の時点で84基あったのですが、うち65基につきましては、基礎アンカーが設置されていることをヒアリングで確認しております。

こちら 65 基につきましては、前回、第 13 回の検討部会において、アンカー有のものには注釈を設けましょうという話になっておりましたので、今回からは未対策が 75 基になってますけども、10 と 65 という分け方にして 65 基の方に注釈を記載しています。

基礎アンカーありの部分につきましては、国の資料から浸水深 5m 未満の区域におきましては基礎アンカー有のタンクは漂流リスクに対して一定の効果があるというように防災本部でも判断しているといった注釈をつけ加えております。

また、こちらにつきましても事業所の廃止や、申し出によりまして総数も変化しております。

続きまして 5 ページです。

重点項目 4、有害化学物質の漏えいリスク評価を実施しているかというところでございます。

昨年度は、48 全ての事業所で対策をしているというところでも今回も 48 と変わらずでございますけれども、中身につきましては対策済であった一つの事業所が廃止となっております。新設の一つの事業所で評価が実施されたということでプラマイゼロとなっております。未対策数はゼロです。

重点項目 5、津波避難計画の見直しです。

協力会社や一時的な作業員増というのを考慮しましょうといった内容でございますけども、廃止となった一つの事業者はこれまで一部見直し済だったのでこれがマイナス 1 となっている。新設の一つの事業者では適正に対応されているということで、見直し済に計上しております。また、これまで一部見直し済の一つの事業者が見直し済となりましたので、見直し済が 2 つ増えているといった状況でございます。これで 32 から 34 に増えたといった状況でございます。

未対策数は現在 0 といった状況でございます。

重点項目 6、L 2 高潮に備えたソフト対策です。

廃止となった一つの事業者は策定済であったということでこれがマイナス 1 となっております。新設の一つの事業者では策定済となっておりますので、差し引きゼロといった内容となっております。

従来、一定策定済の 2 つの事業者が対策済となりましたので、対策済が 14 から 16 に増えております。

4 つの事業者が未対策といった状況となっております。

(3) 令和 5 年度の取組状況の評価というところで、ハード対策、前段の重点項目 1 から 3 の各項目で対策が進んでおりますけども、重要施設の移設等には多額の対策費用や中長期的な期間を要するといったことを事業者から伺っております。これも踏まえまして特定事業所による継続実施、それから防災本部によるフォローアップが必要であるといった評価としております。

続いてソフト対策、重点項目 4 から 6 ですけれども、項目 4 と 5 につきましては、未対策はゼロとなっております。重点項目 6 は、未対策の 4 つの事業所について、引き続き防災本部から取り組みを推進していきましようといった評価としております。

6 ページ以降につきましては、これまでも、公表資料として載せていたものでございます。

第 1 期から第 3 期までの計画、重点項目の関係性や、一つ一つの重点項目の内容について詳しく説明し

ているものでございます。今回、説明は割愛させていただきます。

資料1の説明については以上でございます。

(鈴木部会長)

どうもありがとうございます。資料1について説明いただきましたが、ただいまの説明について、部会員の皆様から、質問、ご意見等ございますでしょうか。

(馬場部会員)

重点項目2の浸水対策が全体的に進んでいないということですが、やはりこの浸水に対しては、対策が必要になってくるかと思えます。高潮、津波もそうですし、大雨のゲリラ豪雨とか、排水が間に合わないといったようなこともあるのかと思えます。浸水した場合の重要施設等へのリスク、例えば浸水することによって電源が確保できないことによるリスクというのはどういうものがあるのか、どの程度なのか、それから火災が起こったときに消火活動に影響が出るのかといったことを教えていただければと思います。

(事務局)

重要施設等の浸水対策につきましては非常用発電機やキュービクルといった電源設備、通信設備を対象施設に挙げております。それから自衛防災組織の消防車両等を指定しておりますけれども、基本的にはそういったコアな部分、もし発災した場合に絶対に確保しなければいけない部分というのは、移設や代替措置をしていただいている状況でございます。コアな部分以外のものがまだ十分に終わっていないというところを聞いており、あとは移設について少し期間がかかるものにつきましては、マニュアル等を整備してくださいねといった働きかけを行っております。実際に発災した時に何もできないとか、通信できないとか、そういった状況に対しては一定代替措置等で備えられているといった判断をしております。

(鈴木部会長)

はい、ありがとうございます。他には何かございますでしょうか。

最近の自然災害で浸水等といえば、雨の激しい雷雨があります。

水島のコンビナートでは、雷によって火災が起こるといった事故事例があって、雷が激しいと、全くその間で防災活動ができないんですよね。その間に雨水によって火のついた油が流されて、他部署に火が移るというふうな事例もあったり。今回のテーマには該当しないかもしれないですが、やはりこれからこういう自然災害に対しても、もう少し幅広に考えていく必要が出てくるのかなというふうに思っています。

馬場部会員のお話にもあったように、重要施設の浸水対策、中長期的に事業者の方に進めていただくということになると思うのですが、行政としても防災本部によって継続的に状況を見ながらいろいろご指導またはフォローしていくという活動が必要かなというように思います。

非常に事業者としては、対応がすぐにはできない状況もあると思うのですが、そういう部分に対して、ぜひ防災本部としては、いろんな意味でフォローアップ等をお願いする必要があるのかなというふうに思います。

(馬場部会員)

今、鈴木部会長からもご指摘あった点ですが、予期しなかったことがどんどん起こって、地震でもそうですよね。水害でも津波・高潮でも予期していなかったことが起こって、その中で予期していないことに対してどんどん検討していくということは、事業者さんにはすごく負荷が大きいですけれども、そういったところ、また新たな事象に対して、こういうことを検討した方がいいとかあるいはこういう対策をした方がいいというのは、大阪府さんの方から事業所さんへのご指導とか、定期的あるいは折に触れて何かあるのでしょうか。

(事務局)

現在の大阪府石油コンビナート等防災計画は、国の方で防災対策のガイドラインが定められておりまして、東日本大震災のときにも一定の事象を踏まえてこのガイドラインが改訂されております。そういった想定事象についてリスクマトリックスといたしまして、起きる可能性は少ないけれども甚大な被害を及ぼすとか、起きる可能性が高く被害も大きそうだというようなことをピックアップして、これに対しては積極的に対策をやっていきたいと思いますという考え方で防災計画を作っております。防災計画に基づいて、具体的な対策として重点項目を設定してやってきたという状況になっております。ですので0から100まで全ての事象に対して全部対策しなさいというようなやり方ではなく、その辺は自主保安の範疇になるのかなと考えております。防災本部として、一斉に足並みを揃えてやっていきたいと思いますといったことについては、重点項目を設定した上で実施していくといったことになっております。重点項目は重点項目としてやっていきたいと思います、その他の各事業所に応じたリスク管理や対策というのは、自主保安の範疇でやってくださいといった位置づけになっておりますので、ご理解いただければと思います。

(馬場部会員)

重点項目以外に出てくる事象に関して、対策は任意だけれども、情報提供や共有の場はあるのでしょうか。

(事務局)

令和6年3月にガイドラインを制定しておりまして、取組内容のPRというのも一つの柱として頑張ることになっているのですが、特定事業所も独自でやることは積極的に出していきましょうといったことをお願いしております。その辺は広報誌や地元市町にもPRとして声をかけていただいたりとか、そういったことを今年度以降力を入れていきたいと思いますというふうに推進しているところでございます。

(鈴木部会長)

次に進ませていただきます。

議事の(2)、第1期から第3期対策計画に基づく対策計画の評価と令和6年度以降の取り組み案について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

議事次第(2)第1期から3期対策計画に基づく対策計画の評価と令和6年度以降の取り組み案について、資料2に基づきまして説明させていただきます。

資料2の2ページ目、目次でございます。一つ目、定義というのは後ほど説明させていただきます。はじめにというところと、3、4までは重点項目の概要、現在の対策状況一覧というところ。

5に今の対策状況を踏まえて令和6年度以降、こういったことをやっていきたいと思いますといったことを取りまとめている資料でございます。

まず、定義というところが用語の説明です。それから先ほど申し上げた通り特定事業者の状況といったところでございます。あとは右端に地図を載せております。

はじめにというところで、防災本部では先ほど申し上げた通り、防災計画を着実に推進し実効性を高めるため学識経験者や特定事業者の意見要望等を取り入れながら、特別防災区域内に立地する特定事業所が優先的に実施すべき対策を重点項目として設定しまして、取組と進行管理を進めてまいりました。進行管理につきましては、第1期対策計画は平成27年度から29年度、第2期が平成30年度から令和2年度、第3期につきましては令和3年度から5年度といったところです。今回、令和5年度で第3期の対策計画が終了したということを受けまして、この9年間の取り組み結果を取りまとめて、6年度以降の取り組みについて公表するという資料がこちらの資料でございます。

5ページ以降、重点項目の概要というところで、簡単ではございますけれども重点項目の説明を記載しております。

緊急遮断弁の設置、重要施設の浸水対策、小規模担当の漂流対策、引き続き6ページに津波避難計画の見直し、L2高潮に備えた対策、IoT・AIの利活用、建物の地震津波対策、管理油高の見直し、有害な化学物質の漏えい等に備えた初動体制の整備、安全に係る企業活動の再点検というところでマニュアルや作業項目を見直しましょうといった内容、BCPの策定見直し、それから近隣事業者等への情報共有の強化。9ページは、現在では消防法による法定項目となっている3つの項目でございます。当時は重点項目としてやっていたということで、参考として記載しています。

この9年間でこの15の重点項目について取り組んできました。

その対策状況と評価一覧が10ページでございます。

まず緊急遮断弁の設置といったところは1期から3期まで実施してきておりまして、未対策は3基となっております。先ほど申し上げた通り、残りの3基につきましては、開放点検に合わせて実施していきますといったところです。代替措置は訓練等を通じて有効性や実効性というのを評価していくといったことで、評価とさせていただきます。

2番目、重要施設等の浸水対策では未対策56というところで、こちらも今後中長期的な視点で継続実施していくといった評価としております。

3番目、小規模タンクの漂流対策といったところは未対策75基ですけども、うち65基は基礎アンカー

があるというところで、こちらにつきましては、今現在特定事業所において評価検討を進めているところでございます。こちらも今後も中長期的に取り組むこととしております。

4 番目、津波避難計画の見直しは協会社や一時的な作業員増加を考慮してくださいというところ。未対策はゼロとなっておりますけども、一部見直し済といったところがまだございますのでそれは取り組みを推進していくこととしております。

5 番の L 2 高潮対策といったところも未対策が 4 つ。それから一部済が 24 残っております、こちらについては引き続き取り組みを推進していくこととしております。

6 番の I o T ・ A I 利活用といったところは事例の紹介等することで、情報共有をしていきたいと思いますといったことになっておりますので、今後も引き続き事例の情報共有を行いまして取り組みを推進していくこととしております。

7 番の建物の地震津波対策は、第 2 期で終了しておりますけども耐震化、代替措置は 94%以上進んでおりますですね、今後も時代の変遷とともに耐震化が進んでいくということで重点項目としては第 2 期で終了とさせていただいております。

8 番の管理油高見直しは、第 1 期で既に未対策 0 となっておりますので 1 期で終了しております。

9 番の有害な化学物質の漏えいに備えた初動体制の整備は、第 3 期で、未対策 0 となりましたので、3 期で終了とさせていただきます。

10 番、安全に係る企業活動の再点検と

11 番、BCP の策定見直しの 2 つにつきましては第 2 期で対策が済んでおります。

12 番、近隣事業所からの情報共有の強化というところも、情報共有は引き続きやっていきたいと思いますというところで、引き続き取り組みを推進してまいります。

下 3 つ、浮き屋根式タンクと準特定タンクの耐震化、球形高圧ガスタンクの鋼管ブレースの耐震化は、法定項目となっております。今後も法律に基づいてやっていきたいと思いますというところで、重点項目としては 1 期で終了しているといった内容となっております。

11 ページ以降はグラフを使って、視覚的に見やすいようにしております。緊急遮断弁の設置は、グラフで見てわかるように未対策はどんどん減っています、対策済は右肩上がりになっています。残り 3 基については開放点検で実施、令和 9 年度末で終わるといふふうに聞いております。また、代替措置は訓練等を通じて有効性や実効性を評価していただくと、これが十分に確認できない場合については、緊急遮断弁設置を実施していただくとしたことと考えております。

12 ページです。

重要施設の浸水対策につきましても未対策がどんどん減っていったらと、対策済が増えてきているといったところで、設備の移設等を計画していただいて中長期的な視点で継続実施していきましょうということとしております。

続きまして、小規模タンクの漂流対策というところも未対策と対策済というのがこのような変遷となっております、これも今後も中長期的に取り組んでいくということとしております。

次、14 ページの津波避難計画の見直しというところが未対策 0 となっておりますけれども、一部済というところが 14 ありますので、これについても引き続き取り組んでまいります。

L 2 高潮につきましても一部済が 28、未対策が 4 残っている状況ですので、こちらも引き続き、達成に向けて取り組むこととしております。

6 番の I o T ・ A I 利活用については、先進的な取り組みを特定事業所が情報共有しながらベンチマークして取り組んでいただければと思っております。代表的なものを 4 つ挙げております。

A I では、可聴域外を含む音響データから異常検知して、それをディープラーニングで学習させますといったところ。スマートバルブを導入していますといったところ、ドローンを活用して普段立ち入りできないような場所や上空からの撮影をやっていますといったところ。

それからスマートフォンを利用して現場画像を配信したり、デジタルツインを作りましてシミュレーションで使っているというところがございます。

16 ページが 1 期から 3 期までの期間で取り組みを終了した重点項目一覧でございます。

100%達成したものや、先ほど申し上げたように建物の地震津波対策というのは一定の効果があるというふうに判断しております。

17 ページですけれども、こちらは法定項目となっているということで当然に 100%達成しているとの内容です。

18 ページは先ほど 1 つずつ説明した表の再掲になります。対策状況と評価を踏まえまして、19 ページに移ります。

1 期から 3 期の評価としましては、計画に基づいて対策が進められてきた中、重要施設の移設等、ハード対策には多額の対策費用や、中長期的な期間を要する対策が残っているということで、引き続き重点項目実施の推進、フォローアップが必要であると評価しております。

引き続き取り組んでいくということに加えまして、対策の有効性・実効性を確認していきましょう。それから取組の P R、地域連携の強化というのを進めていきまして、特別防災区域全体の防災体制の充実を図るということを防災本部として求めていくことが必要であるとの評価をしております。

それから、津波によるタンク浮き上がりや滑動により予測される流出量というのは500kL以上のタンクでゼロとなっております。500kL未満のタンクからの予測流出量というのも大幅に減少するという一定の効果がありました。

今後も、学識経験者や特定事業所の意見要望等を踏まえながら、対策の継続実施の推進、それからフォローアップを図る仕組みの継続することが必要であるということをご第1期から3期の評価としております。

これを踏まえまして、令和6年度以降どのような取り組みをするかといったところで、重点項目の継続実施、フォローアップが大事であると。それから防災訓練、防災教育の充実を図っていきましょう。それから、取組内容のPR、地域連携も含めていこうということをご踏まえまして、令和6年3月に大阪石油コンビナート等特別防災区域における防災対策ガイドラインというのを制定しています。こちらにつきましては、令和6年から15年度まで、中長期的に取り組むこととしております。それから7年度以降につきましても、前年度の取り組み結果を毎年取りまとめて、検討部会、幹事会、本部会議を経た資料というのを毎年公表するということをご継続してまいります。

ガイドラインに基づく進行管理に令和6年から移るということもありまして、防災計画の修正を今年度予定しております。

それに加えまして特定事業所の新設・廃止といった状況や、防災本部員の組織改編等がありますので、こちらをあわせて反映するといったことで、計画の修正案を作成しております。内容については次の議題3で説明させていただきます。

1から3期の評価につきましては、19ページ前段の○4つ。

それを踏まえて6年度以降の取り組みはガイドラインに基づくやり方と防災計画も修正していくといった内容の資料となっております。

資料2の説明につきましては以上でございます。

(鈴木部会長)

ただいまの説明について、質問、またコメント等ございますでしょうか。

(馬場部会員)

19ページにあります、令和6年度以降の取り組みの②のところ。防災訓練は何となく想像がつくのですが、防災教育というのはどういうものを想定されてるのか教えてください。

(事務局)

防災教育につきましては、既に各特定事業者が現在も取り組まれている内容ではあるのですが、訓練の内容とか、もし災害が起こったときにどういった行動をとるべきなのかとか、特定事業所ごとで設備の特色に応じた事象進展の想定といったことを、教育の中で実施いただいております。防災本部でも

国の動きや、法令改正があったりといった場合に、そういったことを教育の場・情報共有の場を設けて、皆様に周知していくような場を設けております。

連絡協議会というのがございまして、特定事業者や消防というメンバーがいらっしゃいます。

（鈴木部会長）

他にはよろしいでしょうか。部会員の皆様にはせっかく参加していただいているので、質問でもコメントでもそれぞれの意見、皆様からご意見等を伺いたいと思います。何かございますでしょうか。

（上井部会員）

石油コンビナート地域における事故は一定数発生しております。このようなコンビナート地域の事故はいざ発災したら規模が大きい災害となります。今後は令和6年3月制定の防災対策ガイドライン等に基づいて私達、行政と事業所が協力しあい防災対策に取り組んでいきたいと思っています。

（片岡部会員）

当協議会も、横の連携等で防災に関する取り組み、情報共有したりしながら、お互いの防災力を日々上げていきますので、引き続き、この防災計画にのっとなって進めていければと思っております。

（木塚部会員）

堺市消防局の木塚です。

これまでの3期の取り組みの成果が出て、重点項目の対策済がかなり増えてきているのは、すごく成果が出たなと考えております。

今後は、この対策済となったものについても、維持管理していくことが重要になります。

ハード対策であれば、その機能をきちんと維持するための維持管理だとか、あとはソフト面についても常にブラッシュアップしていくというようなことが今後は大事になってくるかなと思っております、防災本部からも新しい情報や知見を各事業所の方に提供するような体制もできれば、今後のためになっていくのかなというふうに考えております。以上です。

（鈴木部会長）

木塚部会員が言われたように、やはりいろんな対策をしても、だんだん劣化するし、いろいろ状況も変わってくるということで、維持管理は必要となってくると思うので、事務局としてもフォローアップに目を向けていくという必要があるのかなというふうに思います。ありがとうございます。

（高橋部会員）

第1期の途中から参加させていただいて、よくここまで来たなというのが正直な感想です。

初めはちゃんと進んでなくて、皆で知恵を絞りながらやってきて、ここまでできたというのは、対策が着実に進んできたかなと思っています。

それはやっぱり特定事業者の皆様の努力がすごく変わったなと思いますし、事務局が本当にしっかりとフォローアップやお手伝いをしてきてくれたところがやっぱり大きかったかなと思います。

防災全般そうですねけれども、こういった防災対策を進めていくというのは確かに重要だけれども、意外とみんなで頑張ればできるんだけど、より大変なのは継続していくことだと思います。

これは終わりのないことですので、頑張っていかなきゃいけない。今回ガイドラインを作らせていただいて、事業所の皆様にも我々にとってもこれが一つのよりどころになると思いますので、これをブラッシュアップしながら、さらに防災対策を向上させ、維持することをやっていかなきゃいけないかなというふうに感じてございます。

(鈴木部会長)

本当に当初に比べてよく状況が進んできたなということになろうかと思います。事業者の方々、事務局のご尽力のおかげでこういう形になったんだろうと思います。

(辰馬部会員)

2点、コメントになります。

一つ目は高橋部会員もおっしゃられていたのですが、ずっと重点項目としてやってきた緊急遮断弁の設置や小型タンクの滑動対策も、もう少し容量の小さいもので取り組んでいるものもでございます。私達事業者が自主的に取り組んで進めているものです。こういうことも少しずつ進めて参りました。

1期から3期までの進捗をわかりやすくまとめていただくことで、私達がやらないといけないなと気づいて取り組めていけたらと思っています。また、事務局中心にまとめていただいた資料は、特に今回の場合、グラフとか見やすさを非常に強調していただいたと思います。私達事業者にとっても役に立つものでございます。やはりこういう対策は1事業者だけではなかなか難しいので、行政の皆様と連携して進めていくということ、今後ともお願いしますということです。

例えば、大阪北港地区のある此花下水処理場では、大阪市建設局で1時間に60ミリの雨が降っても、排水能力に支障が出ないようにと取り組まれております。

ですからそれに合わせて、事業者も同等レベルの排水能力を備えられるようにと、構内の排水処理を整備したりしています。

また、大阪北港地区防災協議会では、大阪港湾局の皆様のご指導もあって、大阪北港地区の防潮堤の耐震工事も進めていただくように国土交通省様の方にもお願いしています。大阪港湾局の皆様の工事で、かなりの部分進んでいますが、最後の一番難しいところが少し残っておりますので、こういったことを行政の皆様と一緒に進めてまいりたいと思います。

引き続き私ども一生懸命取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(鈴木部会長)

ありがとうございました。

今回の資料、非常にわかりやすく図で整理していただきまして、皆様にとっても非常にわかりやすいものだと思います。どうもありがとうございます。こういう形でわかりやすく進捗が見えてくるような形で整理することで、事業者の方も参考になるのかなと思いました。ありがとうございます。

(西部会員)

大阪府危機管理室長の西でございます。

皆様いろいろご意見ありがとうございます。私から2点申し上げたいと思います。

まず1点目。これまで積み上げてきました、特にハード関係の整備につきましては、大変感謝申し上げます。ただやはりプラント物とか機械物ということもありますので、常日頃から日常的な維持管理とか、計画的な補修、場合によっては改築更新とか、しっかりとその辺りについてそれぞれ企業さんの方で取り組んでいただいて、本当に有事のときには必ず対策が機能するような形で、お願いしたいなと思います。

それからもう一つ、話題提供になるのですが、今、大阪府全体の南海トラフ巨大地震に対します津波の被害想定の見直しの検討を進めておまして、国の被害想定を追いかけて府として検討を進めております。しかし、今年1月の能登半島の地震が起こってから国の方での検討もなかなか進んでいないということで、結局、府の検討も少し止まっているような状況でございます。

今年度と来年度にかけて、しっかり被害想定の見直しをやっていきます。その結果、コンビナート区域の防災計画にも影響が出る部分が多々あるかと思えます。その辺りをまた本検討部会でもご報告を差し上げて、皆様と情報共有しながら対策を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(鈴木部会長)

第1期から第3期対策計画に基づいて対策を実施した結果、非常にしっかりした成果が出てるんじゃないかなと思います。

事務局、また事業者の方々のご尽力のおかげかなと思います。今後はいくつかの課題が残されている中で、6年度以降の取り組みを進めていく必要があるのかなというふうに思います。

どうもありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

では、次の議題の方に移ります。(3)大阪府石油コンビナート等防災計画の修正案についてということで事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

議事3、大阪府石油コンビナート等防災計画の修正案について、資料3-1と3-2がございます。

3-1につきましては防災計画本体でございます、少し分厚い資料になりますので、皆様のもとには目次だけ印刷したものをお配りしております。

目次の部分1枚目、第3節の計画の修正と防災上の配慮というところ、この辺りが変わってきますというところ、それから次のページの、4-15災害予防対策と進行管理というところで目次に変更があるというところ。詳細につきましては、資料3-2新旧対照表でご説明を差し上げたいと思います。

資料3-2でございます。

新旧対照表の、旧の部分を見てわかります通り、第1章3節に計画の進行管理という節がございました。これを、第4章第5節に移動したいと思っております。新旧対照表8ページでございます。

これまで計画の進行管理というページが、1章3節の防災計画全体の計画をどうしていくか、進行管理や修正をどうしていくかというところがありました。それを今回、第4章第5節の防災対策とはこういうもので、こういうことをやっていきましょう、そしてその進行管理をこうしていきましょうといった流れにしたいと、第4章5節に移動するといった内容でございます。

従来は、第1期から3期まで、対策計画書を出していただいて、毎年、実績報告書を提出していただき、それをとりまとめて公表するといったところを計画の進行管理という節で説明しておりました。今回、新旧対照表の左側にありますように、1期から3期が終わったということを受けて令和6年3月に制定したガイドラインに基づく進行管理に移行するということを踏まえまして、今後はガイドラインに基づいて災害予防対策を進めていきますという内容です。

ガイドラインの中には、こういった進行管理の進め方や、期間は10年間であること、それから毎年結果をとりまとめて公表するといった内容も包含しておりますので、防災計画本体にはシンプルにガイドラインに基づいてやっていきますといった内容に修正するというものがこちらでございます。

資料の冒頭に戻りまして、1ページ目です。これを第4章5節に移動する関係で、第4節以降が左側にありますように条ずれを起こすというところなんです。それぞれの中身は一緒でございます。

それでは二つ目の枠ですけれども、これが防災本部という言葉が、最初に出てくるため言葉の定義の部分を3節で設けますといったものがこちらでございます。

1-6ページの北港地区の面積ですが、前回360平米から350平米に修正した時に修正漏れがありましたのでこれを反映しているという内容でございます。

一番下です。図中で特別防災地区といった表現があったんですけども、正しくは特別防災区域であるということでこちらも修正しております。

次のページです。特別防災区域の概況というところで、令和4年3月以降、特定事業者が廃止・新設された事業者がありましたので、特定事業所数や、石油・高圧ガスの取り扱い数量を変更した内容になっております。

次のページは配置図の見直しです。廃止の事業所や新設の事業者を反映しています。

4ページです。防災本部員や幹事で、組織の改編や担当課や名称が変わりましたとありましたのでこれを反映しているという内容でございます。

5ページにつきましても同様の修正内容となっております。

6ページにつきましては、大阪府と和歌山県にまたがる広域共同防災組織というのがございます。

この中にエネオス製造部大阪事業所が入ってございましたが、こちらの事業所が廃止になっておりますのでそれを反映しています。5社6事業所になりますと。その関係で施設数も変わっております。

7 ページの上の方につきましては特別防災区域協議会で構成事業者数が変わっていますといったところ。それから先ほどと一緒にエネオス大阪事業所が廃止されたのを反映しているという内容。

それから下二つにつきましては、令和 4 年 10 月 1 日より、大阪空港事務所にかかる運航援助情報業務というのが、関空に集約されたことを反映しております。通報経路から大阪空港事務所をなくした図になっているというところ。本文中からも大阪空港事務所を削除しています。

8 ページにつきましては先ほど冒頭で説明した通りでございます。

9 ページが泉佐野市役所の住所が変更になっているというところと、経路図のところでは組織改編といったところが変わっています。

市町村につきましては、避難勧告というのがなくなりましたので、避難等の指示という表現に修正をしております。

今回の計画修正の概要につきましては以上でございます。

(鈴木部会長)

ただいまの説明について質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では特段、質問やコメント等がないようですので次の議題の方に進めさせていただきたいというふうに思います。本日最後の議題で (4) その他の事項ですが事務局の方から説明等ございますでしょうか。

(事務局)

その他につきましては、資料 4、令和 6 年度のスケジュールについてということで説明させていただきます。

今回、議題 1 から 3 でご審議いただきました、令和 5 年度分の進捗状況、1 期から 3 期の評価及び 6 年度以降の取り組み、計画の修正案につきまして、今後、幹事会・本部員への意見照会を経て、9 月に公表予定としております。また、来年度に予定しているガイドラインに基づく取り組み結果の公表につきましては、特定事業所と連携しながら事務局で検討を進めていくといったところです。

下の表にあるのですが、検討部会が終わりましたら 8 月に幹事会及び本部員会議を书面開催致します。

それが終わりましたら 9 月に、3 つとも公表するといった予定をしております。

10 月以降につきましては、ガイドラインによる取組が今年 4 月から始まっておりますけれども、それを来年度以降どのように評価するか、進捗状況の見せ方や報告書の枠組みやとかというところがまだ詳細が決まっておりませんので、事務局で特定事業者と相談等しながら決定していこうと考えております。報告書の枠組み等が決まりましたら、3 月末に、令和 6 年にどのような取り組みをしましたかということで実績報告の依頼をかけまして、4 月・5 月で集約し取りまとめを行いまして、また来年の 7 月から 8 月頃に次回検討部会を開催させていただいて、公表。これを令和 6 年から 15 年度まで毎年繰り返していくということを考えております。

資料 4、その他につきましては以上でございます。

(鈴木部会長)

その他の事項について、質問等ございますでしょうか。

全体を通して質問またコメント等、皆様部会員の皆様、よろしいでしょうか。

特に質問等ないようですので、これで本日予定されていた議事については、終了となります。

司会進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(司会)

鈴木部会長ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局で整理し、部会員の皆様にご確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後に事務局を代表して、消防保安課長の富銅から一言ご挨拶を申し上げます。

(富銅消防保安課長)

大阪府消防保安課長の富銅です。

本日は皆様、熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。

先ほど担当からご説明いたしましたけれども、本日ご議論いただきました内容につきましては、今後、幹事会や本部員会議に諮った上で、9月に公表を行ってまいりたいと思っております。

また、ガイドラインにつきましては、既にこの4月から特定事業者、事業所における取り組みが進められておりまして、来年度以降は、こちらの方も結果を取りまとめた上で公表をスタートさせていきたいと考えております。来年度以降も同様に、防災本部事務局である当課の方から特定事業所への報告を取りまとめまして、公表資料案を作成した上で、本検討部会でご審議をいただく予定としておりますので、今後とも皆様方のご協力をいただきたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

簡単でございますが私の挨拶は以上とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。

部会員の皆様、ありがとうございました。